

第126回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和3年7月20日（火）15:00～16:10

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【審議協力者】

経済産業省、東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室：野口統計管理官ほか

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第126回人口・社会統計部会を開催いたします。

委員、そして審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、東京都に緊急事態宣言が発出されておりますので、私以外の委員の皆様方、審議協力者の皆様方は、前回の部会同様、Webで御参加いただいております。

では、本題に入らせていただきます。

本日は、7月1日の第1回の部会に引き続き、毎月勤労統計調査の変更に関する第2回の審議を行います。

前回の部会では、審査メモにある論点は全て御議論いただきましたが、その中でいくつか御意見や御指摘をいただきました。

そこで、本日の部会では、まず、前回の部会における御意見や御指摘に対し、調査実施者である厚生労働省が再整理した事柄について審議し、その後、前回の部会の結果を踏まえて作成した答申素案について審議するという流れで進めたいと考えております。よろし

いでしょうか。

本日は、17時までの会議を予定しております。予定時間を過ぎた場合、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

次の開催については、予備日としておりますけれども、進捗状況に応じて開催の判断をさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、調査実施者である厚生労働省から、前回部会での説明内容及び調査計画の書きぶりに誤りがあったため、修正をしたいと申出がございました。その内容について、資料4「調査計画の修正について」により、御説明をお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 ありがとうございます。厚生労働省の野口でございます。

まず冒頭、調査計画の記載に誤りがあったことを、皆様にお詫び申し上げます。御紹介いただきましたように、調査計画の記載に誤りがございました。

具体的には、資料4の2ページに、毎月勤労統計調査の調査票の写しを載せております。

今回、該当の部分を黄色塗りで表示いたしました。該当する部分は、毎月勤労統計調査のパートタイム労働者の人数についてです。前回、津谷部会長から御示唆もございましたが、パートタイム労働者の男女別の人数については、既に毎月勤労統計調査で把握をしております。

ただ、今回の調査計画の記載を詳細化した際、その詳細の記載に性別を把握していることが落ちておりました。その旨を、修正案も含めて1ページの上のところに記しております。

調査計画の変更で、「報告を求める事項」について、現行の原案では、性別常用労働者及びパートタイム労働者云々と書いてあります。それから、「パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数」等々と書いておりましたが、これを詳細化するために、真ん中の変更案ですが、「常用労働者に係る性別労働者数、異動状況、出勤日数」等々の記載と、「へ」のところで、「パートタイム労働者に係る労働者数、異動状況、出勤日数」等々と変更案の修正前を記載しておりました。

この中では、パートタイム労働者の性別の把握ができていないことが記載できておりませんので、今回、全体的に整理いたしまして、まず、右側ですが、変更案の修正後の常用労働者に係る次に掲げる事項、aからhまでの調査事項を箇条書きで記載しております。

それから、変更のあったところで申しますと、パートタイム労働者については、同じように、異動状況のaからeまで記載しておりますが、このうちbの労働者数に「性別」と記して、記述を箇条書きで見やすく見直すとともに、誤りの部分を修正した記載案を提案させていただいております。

調査項目の明確化を期すところでしたが、その中で誤りがあったことは、改めてお詫び申し上げます。

御審議よろしくお願ひいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今回、明確化していただいたわけですが、前回の部会での御説明に誤りがあり、申請された調査計画の書きぶりが間違っていたため、訂正が必要となっております。

間違いについては遺憾ですが、変更案を更に修正をすることによって、内容がより具体的かつ明確になったと思います。修正そのものは形式的なものですので、パートタイム労働者についても性別に情報が取れる、つまり男女別のパートタイム労働者数のデータがあるという書きぶりで、形式的な訂正を行っております。

これについて御質問、御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、本件については特に御異論ないものとして、答申案において諮問された調査計画の修正をする必要がある旨、指摘したいと思います。ありがとうございます。

それでは続いて、前回の第1回部会において皆様から御質問があった事柄について、調査実施者である厚生労働省から資料の提出がございました。資料5です。御説明をお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 ありがとうございます。厚生労働省の野口でございます。

お手元の資料5で、前回の御審議において御指摘いただいた点を、大きく4点に分けて、それに対する私どもの実施状況や回答を整理させていただいたところです。

資料に沿って説明させていただきます。

項目の1点目でございますが、地方調査の調査票情報の保存について、スケジュールをきちんと決めて実施すべきではないかと御指摘をいただいたところです。

これに対しまして、私ども内部で検討いたしまして、今回の調査計画の変更を御了承いただいた段階から、まず、直近の令和3年分を始めとしまして、令和3年以降につきましては、毎年の調査票情報について、調査年の翌年の夏頃を目途に、データを1年分まとめて、保存を担当する室に登録して、保存していくスケジュールを考えております。

毎月勤労統計調査は、調査の実施月から2か月経った段階で公表しておりますので、12月分ですと2月、それから、地方調査ですので、余裕やデータの確認等を見ますと、3月頃に全体が揃います。それから確認をして登録・保存と考えますと、無駄に時間を置かずに、夏頃に1年間まとめて地方調査の調査票情報を登録・保存するというスケジュールを検討して、説明させていただいているところでございます。

一方で、前回説明させていただきました、平成30年から令和2年分の調査票情報ですが、これは現在、私どものシステム等の中に、調査担当室の雇用・賃金福祉統計室が保存しているところでございます。

この情報につきましては、厚生労働省が今保存しているデータと、都道府県が公表に用いたデータが一致しているかどうかを確認する。基本的には一致しておりますが、何か不意な時点修正みたいなものが発生していたりする可能性もございますので、そのようなことがないことを確認した上で、確認が取れた段階から順次、統計企画調整室という登録・保存を担当する部署に移管をしていきながら、全体を令和4年夏頃までに完了する計画で

取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

以上が、地方調査の保存のスケジュールについて、私どもでまとめてきた状況でございます。

続きまして、2点目の御指摘でございます。

資料5の1ページ目の(2)でございますが、小規模事業所勤労統計調査における都道府県別・産業別の有効回答率をまとめさせていただきました。

資料で申しますと、3ページ目に該当いたします。表1で、まず、都道府県別に小規模事業所勤労統計調査の都道府県別有効回答率を整理させていただきました。

今回、令和元年特別調査における有効回答事業所のうち、小規模事業所勤労統計調査でも有効回答のあった事業所の割合を集計しております。若干、有効票、無効票の関係がございますので、実際は、調査の概況に記載しております有効回答数と、端数はございますが、おおむね同じような数字ですので、全体の回答状況を見ていただける資料と思っております。

全体の回答のバランスで申しますと、回答率50%台が8都道府県、それから、30%台と少し回答率が低いところが6都道府県、最後に、残り、40%台を確保できているのが33都道府県となっております。大体、30%台で少し低いようなところもございますが、大きく有効回答率にバランスを欠くような状況ではなかったことが確認していただけます。

下でございます表2で、小規模事業所勤労統計調査における産業別有効回答率を今回、提示させていただいております。

先ほどと同様、有効回答率50%以上が6産業、それから40%台が8産業、30%台が2産業の構成になっております。若干、「宿泊業、飲食サービス業」が31.3%と低い状況となっております。

以上が、有効回答率を都道府県別、産業別に、御指摘いただいたものを集計したものでございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、小規模事業所勤労統計調査の回答の有無別に、令和元年特別調査の状況で見るとどうなっているかとの御指摘がございました。

この御指摘を踏まえまして、令和元年特別調査について、令和2年の小規模事業所勤労統計調査に回答いただいた事業所における賃金の数値、それから、回答しただけなかった事業所における賃金の数値を把握させていただいております。資料の4ページ目に、表3として提示しております。

資料を御覧いただきますと、小規模事業所勤労統計調査の概況に特掲しております「建設業」、「製造業」、それから、「卸売業、小売業」につきましては、今回、令和2年に回答していただいた事業所が、回答していただけなかった事業所に比べて、若干賃金が高くなっております。

一方、「宿泊業、飲食サービス業」、それから、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」については、回答していただけなかった事業所の賃金水準が高くなっている状況を、今回把握できたところです。

詳細については、時間の関係もございまして、細かい分析までは至っておりませんが、

特徴として、一部の産業、全体で見ましても、今申し上げた「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、それから「医療、福祉」の回答いただいた事業所が、回答いただけなかった事業所よりも、賃金水準が令和元年の時点で低いという背景が導き出されたところです。

続きまして、御指摘いただいた点の4点目、資料で申しますと2ページでございます。特別調査における時系列比較について、時系列の状況を利用者の利便性に沿ってお示すべきではないかと御示唆いただいたと記憶しております。

まず、私どもは、小規模事業所勤労統計調査と毎月勤労統計調査の特別調査におきましては、調査対象の範囲、選定方法、それから、調査期日などが異なるために、直接の比較はできないのではないかと考えております。

ただ、小規模の事業所を把握している重要な調査でございますので、利用者の皆様に、状況を正確に把握して活用していただくために、例えば、時系列で数値をお示しする際には、下に表を記載しております。今回、平成28年から令和2年まで記載しておりますが、特別調査の「きまって支給する現金給与額」の時系列と、それから、令和元年につきましては、特別調査の結果と、それから、小規模事業所勤労統計調査と特別調査の両方に回答いただいている事業所について集計した数字、これを併記した上で、小規模事業所勤労統計調査の令和2年の結果をお示しすることで、誤解なく時系列を見ていただけるのではないかと考えて整理をしております。

こうした資料を厚生労働省のホームページに掲載することで、利用者の方々に間違いなく、利便性よく御利用いただけるように措置することを検討しているところでございます。

簡単ではございますが、私どもからの説明は以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

これについて御意見、御質問ございませんでしょうか。御発言をお願いいたします。

どうぞ、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 地方調査の保存スケジュールについて、明確にお示しいただき、ありがとうございました。都道府県とよく調整して、いついつには調査票をお預かりするという運用についても、是非、厳密な打合せに沿って進めていただければと思います。

○津谷部会長 どうぞ、厚生労働省。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省でございます。佐藤委員、ありがとうございました。

今回の審議では、スケジュールと、どのように管理させていただくか、大まかな流れを説明させていただきましたが、現在、省内では、通達又は事務取扱の簡単なマニュアルと申しますか、事務取扱についての流れのようなものを整理し、各都道府県と共有した上で実施することも必要ではないかと、議論を始めております。

現在はまだこのような状況でございますが、御指摘のとおりと私どもも考えておりますので、報告させていただきます。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい、結構です。ありがとうございます。そのようによろしく願いいたします。

○津谷部会長 そのほか、御質問、御意見、ございませんでしょうか。

宇南山臨時委員、もし御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。表3について、調査の内容ではないため、確認だけさせていただきたいのですが、小規模事業所勤労統計調査の回答の有無別の令和元年特別調査の特別集計で、令和元年時点では、「宿泊業，飲食サービス業」とか「生活関連サービス業，娯楽業」、「医療，福祉」だと、回答していない事業所の方が給与が高かったという結果です。通常で考えると、一般に、いろいろな調査に協力をしてくれる事業所は真面目なところが多くて、きちんと経営していて給料が高くて、というのが想定できるわけで、回答した事業所が高いのが自然な結果だと思うのですが、特に新型コロナウイルス感染症の影響が強そうな産業において、それが逆転している。

つまり、回答していない事業所が高い結果が出ているのを、どのように解釈されているのか、今後どのようにこの結果を公表していくのか、何かお考えがあれば教えてください。

○津谷部会長 この結果の解釈について、厚生労働省は何かお考えがございますでしょうか。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。御質問ありがとうございます。

宇南山臨時委員御指摘のとおり、通常であれば、いわゆる、サバイバルではないですが、環境の良いところが調査票に記載をして回答していただけるのが、直観的には考えられます。そこは私どもも同様のことを考えております。

ただ、御指摘のように、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「医療，福祉」で、回答しなかったところが高かったのは、私どもも結果に驚いているところでございます。

明確な原因は申し上げられないのですが、今回、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、休業要請、その他いろいろな政策的な措置が採られていて、それが今回の事業所に影響したことが、一つあるのではないかと。

例えば、休業要請で、いわゆる経済力、資力があるから休業してしまったといったことがあると、休業せずに経営を継続しなければ存続できないような事業所だけ回答していただいたようなことも考えられるのですが、具体的に今回の調査のデータにそれが明らかに表れているわけではございませんので、かなり想像の域にはなってしまいます。その他諸々、今回の各事業者の経済行動に、通常では予測できないことが起きておりますので、現段階では、これが要因というところまでは明確に分析できません。

ただ、一方で、不規則要因が多分にいろいろ入っている可能性があることは推測しております。

今後、これを明らかにできるかどうかですが、まずは調査が一段落しておりますので、調査を着実に公表して、利用者の利活用状況などを踏まえながら、私どもも今年度、また

改めて特別調査をいたしますので、特別調査のデータなどをもう一回集計する際に、御指摘いただいたことも考慮しながら、令和3年の特別調査の集計などを心がけていくことを、現段階では考えております。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 宇南山です。ありがとうございます。

まだ研究途上ということで、私も非常に興味を持っているのですが、おそらく資料の公表に際しましては、「回答の有無」という表現が、実際には、廃業や休業で連絡が付かない、連絡が付いたけれども未回答という、複数の要因が混ざっているのかと思いますので、そのところを少し明確に書いた方が、こういう結果だといった決めつけでの誤解を招かない方法だと思いますので、「回答の有無」の意味について、少し注記みたいなものをしていただいた方が安全かなという印象を抱きました。

以上です。ありがとうございます。

○津谷部会長 厚生労働省、どうぞ。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省でございます。御指摘ありがとうございます。

宇南山臨時委員の御指摘のように、今回、いろいろ委員等の皆様からいただいた意見を踏まえ、現在公表しておりますホームページに追加情報などを掲載することを予定しております。その際に、御指摘いただいたことも反映しつつ、公表物を精査して、誤解のないよう、それから、利活用者の理解が進むように措置をさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 令和2年に実施された小規模事業所勤労統計調査、これは一般統計調査でございますが、この調査は一体どういうものであったのかについて、ホームページに掲載していただく際に明記していただくことと、先ほど委員からも御指摘がありましたけれども、回答していないことがどういう意味を持っているのか。廃業していたり、連絡がとれなかったり、また、連絡はとれたけれども調査に答えなかったり、といったさまざまな状況が無回答に含まれているということを、注として説明しておく必要があると思います。

そうすれば、このデータを読むときに、誤解が生じる可能性が少なくなるのではないのでしょうか。そして、令和3年の特別調査の集計の際にも、ここで指摘された御意見、御指摘に留意して集計と説明をしていただくことをお願いしたいと思います。前回の部会での御指摘についての検討はここまでとして、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。これは、答申案を新たに変更してそれを記載するというものではありませんが、大変有用な御指摘、御意見をいただきましたので、今後それを参考にして作業を進めていただきたいと思います。

それでは、次の議事に進みたいと思います。

冒頭で申し上げましたとおり、前回の部会での議論を踏まえて答申素案を作成いたしました。お配りした資料6を御覧いただきながら、皆様の御意見を頂戴したいと思います。

具体的な審議に入る前に、私が考えております答申案の取りまとめ方法、手順について

御説明いたします。

次に、事務局から、答申素案について簡潔に御説明いただきます。

その後、事項ごとに、1、部会での審議内容を踏まえた適切な記載内容となっているか、2、ほかに修正や追記すべき事柄はあるか、の2点について、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

そして、いただいた御意見につきましては、必要に応じて事務局、そして調査実施者である厚生労働省から追加の御説明をいただきますが、答申素案の修正を要すると判断される場合には、この部会で、大まかな文案の方向性までを参加者の皆様の間で共有できたらと考えております。

そして、本日の部会審議により、答申素案について基本的な御了解をいただけましたら、その結果を踏まえた具体的な細かい文章の修正につきましては、最終的に、部会長である私に御一任いただけたらと思っております。

なお、8月の統計委員会において、私から答申案を御報告いたしますが、その際、本部会に所属しておられない委員から、答申案の書きぶりその他に関する御意見をいただくことも考えられます。そのような場合には、できるだけメールなどを用いた意見交換を通じて皆様方から御意見をいただき、答申案へ反映していくという形で対応してまいりたいと考えております。

このように進めたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。御賛成いただけますでしょうか。ありがとうございます。

御賛成いただけたと理解いたしまして、それでは、資料6に基づき、答申素案の構成について、事務局から御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 総務省の中村でございます。

資料6に基づきまして、内容を説明させていただきます。

まず、一番上、「本資料の趣旨」にございますが、この資料は、前回の7月1日の部会において審議された内容を踏まえ、今後取りまとめられる答申案の素案として作成したものでございます。

本日の審議を踏まえて記載する部分につきましては、「P」という形にしております。

それから、なお書きで、今回の審議の部分につきましても、調査計画の変更内容など、事実関係に関する部分については記載をしております。

今回の素案の全体の構成は、通常の答申文と同じような形でございまして、「記」の下で、調査計画の変更で、承認の適否と理由等といったところ、2点目として、基本計画ですとか、前回の答申における課題への対応ですとか、後は3点目として今後の課題、これを付けるかどうかといったところはございますが、そのような三本立ての構成になっております。

それでは、内容につきまして、少し進んでいただいて、1の「(1)承認の適否」につきましては、本日御議論をいただきまして、最終的にこちらを承認するかどうか御判断いただければと思ひまして、「P」としております。

その次、「(2)理由等」の、「ア 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更」でござ

います。

こちらの最初の二つの段落につきましては、今回の変更内容、事実関係をここに記載しております。調査系統を東京都に変更することとして、一番下、「これについては」のところで、本来の調査系統に戻すもので、報告者の混乱が生じないような円滑な業務の移管につきまして、東京都との調整が進んでおり、円滑に移行できる見通しが前回、確認できておりますので、適当ではないかと記載しております。

次、2ページにまいりまして、表1の左側は現行計画で、下線の「厚生労働省一報告者」となっているところがなくなるところと、右側の※がございまして、令和4年1月分調査について、厚生労働省に直接郵送による報告を行う場合があると記載しておりますが、これは経過措置で、1月分まで少し残る部分があるため、そこを念のため、計画にも記載しております。

次が「イ 特別調査の公表の期日の変更」です。

表2にございますとおり、現行計画の「年内」から、「翌年1月末まで」に公表する変更として、2ページが一番下の部分、「これについては」のところで、利活用に大きな支障のない範囲で公表期日を繰り下げるもので、「やむを得ない」と記載させていただいております。

3ページの「ウ 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更」で、具体的には、表3に記載しているとおりの変更内容となっております。

その表の下、「具体的には」のところで、まず記入済み調査票について、保存期間を「3年」から「調査を実施した年の翌年1月1日から1年」という形に変更することと、全国調査及び特別調査についての保存責任者を、厚生労働大臣から統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）に変更することと、まず、保存期間については始期を明確にしたこと、それから、この内容については、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせたもので、こちらも適当ではないかと記載しております。

その下の「また」のところですが、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体につきましては、地方調査に係る保存期間を「3年」から「永年」に変更するということと、保存責任者を厚生労働大臣又は都道府県知事から政策統括官付参事官（企画調整担当）に変更ということとして、これにつきましては、諮問第97号の答申、平成29年の答申における今後の課題やガイドラインにおいて、「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体は、原則として、期限の定めなく保存し続ける」とされていることを踏まえた変更であり、適当ではないかと記載しております。

「エ その他の変更事項」で、その他、実態に合わせて調査計画上の記載を詳細化するなどの変更で、いずれも形式的な変更で、「おおむね適当」と書いております。

これにつきましては、本日の冒頭、資料4で厚生労働省から御説明いただきましたとおり、調査計画の「報告を求める事項」の記載誤りがあったため、その部分について修正するというのを、「P」のところに少し記載していただくのかなと考えております。

続きまして、その下、「2 公的統計の整備に関する基本的な計画、過去の答申における今後の課題への対応状況」の（1）としまして、こちらが基本計画への対応状況で、表4

に、基本計画での具体的な記載を掲載しております。

このうち①と②につきましては、ローテーション・サンプリングへの全面移行ですとか、それに伴う母集団情報の変更が書かれており、③につきましては、労働力調査との調査方法、調査事項の相違点の整理や、利用者への情報提供の充実等が記載されております。

5ページの表の下、①につきましては、ローテーション・サンプリングについて、一定程度対応は進んでおりますが、今後、厚生労働統計の整備に関する検討会の下でワーキンググループを立ち上げて、更なる精度向上に向けて検討を行う予定ということで、その状況は引き続き注視する必要があるのではないかと記載しております。

それから、②につきましても、既にいろいろな復元処理を行っていることや、「時系列比較のための推計値」の作成、公表等が進んでおりまして、まだ最終的に、最後まで行っていないところで、引き続き状況を注視する必要がある、と記載をしております。

3番目は、労働力調査との相違点や、いろいろな関係は既に整理してホームページに掲載済みですので、適当と整理をしております。

最後、「(2) 過去の答申における今後の課題への対応状況」です。

諮問第141号の答申で、①から③までありますが、①が、昨年度の特別調査に代わる調査の実施、その結果の公表ですとか精度悪化に対応するための補助情報の作成とか提供を書いております。

②は、代替調査と従前の特別調査との比較で、調査実施後の分析といった話です。

③は、常用労働者5人以上30人未満の事業所に対しての郵送方式の導入とその影響について分析をすることです。

後は、諮問第124号の答申で、これも①から③までございまして、①が、調査計画に記載された3万3,200事業所を対象とする調査の履行を速やかに実施すること。

②が、調査対象事業所に対しての丁寧な説明。

③が、統計委員会に対する適時適切な報告について書かれておりまして、最後、諮問第97号の答申で、先ほど御紹介しました、地方調査に係る調査票情報の保存体制について、早急に都道府県と調整を行う必要、と書かれております。その下に、それについて、まず検討課題①、②については適当と整理をしております、③が、常用労働者5人以上30人未満規模の事業所で郵送調査の導入、これは導入からおおむね1年が経過しており、今後分析を行うということですので、引き続き状況を注視する必要、と整理をしております。

それから、諮問第124号の答申の検討課題①ですが、こちらはローテーション・サンプリングについて、最終的に令和4年1月の入替えて、事業所数がきちんと調査計画どおりとなる見込みであり、こちらも引き続き状況を注視する必要があるということで、それ以外の②と③については適当としております。最後、諮問第97号の答申、地方調査の調査票情報の保存につきましては、まさに今回の変更で対応されるということで、適当と整理をしております、それが次のページの一番上の部分です。

最後、「3 今後の課題」につきましては、前回の部会においては、特段課題として記録すべき話は出ていなかったと存じますが、本日、こちらにつきましても御議論願います。

私からの説明は以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

答申素案について、ただ今、中村審査官から具体的に御説明をいただきましたが、これについて審議いたします。

まず、答申素案の1ページの「(1)承認の適否」についてですが、こちらは、先ほど審査官からも御説明がありましたように、答申案全体の評価であるため、全ての事項の審議が終了した後、改めて確認したいと思います。現在はペンディングとなっております。

それでは、次に素案1ページから2ページにあります、「ア 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更」について、審議いたします。

これにつきましては、前回の第1回部会での審議を踏まえ、1ページ最後の段落にあるように、東京都の500人以上規模の事業所の全数調査を可及的速やかに履行するために採られた措置を解除し、本来の調査系統に戻すものであること、そして、報告者の混乱が生じないような円滑な業務の移管について、東京都との調整が進んでおり、円滑に移管できる見通しが立っていることから、本部会としては「適当」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特段の御異論はないようですので、御了承いただいたものと整理したいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の2ページの真ん中にございます、「イ 特別調査の公表の期日の変更」についてです。

こちらにつきましては、前回の部会の審議を踏まえ、2ページの最後の段落、「これについては」以降に記されているように、調査票の回収から審査・集計に至るまでの業務の実施状況を踏まえ、利活用に大きな支障のない範囲で、公表期日を1か月繰り下げるものであり、「やむを得ない」と整理してはどうかと考えております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論はないようですので、御了承いただいたものとしたと思います。ありがとうございます。

それでは、次に3ページから4ページに移ります。「ウ 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更」についてです。

前回の第1回部会の審議を踏まえて、まず、記入済み調査票については、3ページの表3の下2段落目、「これについては」以降に記されているように、始期を明確にしつつ、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせたものであり、統計作成上も支障がないことから、「適当」と整理してはどうかと考えております。

また、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体につきましては、3ページの最後の「これについては」の段落以降にありますとおり、本調査に係る諮問第97号の答申における今後の課題で指摘された内容を踏まえた変更であること、そして、ガイドラインにおいて、「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体は、原則として、期限の定めなく保存し続ける」とされていることを踏まえた変更であることから、「適当」と整理してはどうかと考えております。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論はありませんので、御了承いただいたものと整理をさせていた

だきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思います。4ページの「エ その他の変更事項」についてです。

これにつきましては、前回の部会で形式的な変更点として説明があったものですが、先ほど、調査実施者である厚生労働省から、「報告を求める事項」の記載に誤りがあったという御説明がございましたので、修正を加えるということです。

形式的な修正ですので、「おおむね適当」と整理をした上で、該当部分については調査計画の修正を求める、と整理してはどうかと考えております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論はありませんので、これについても御了承いただいたものと整理したいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に、「2 公的統計の整備に関する基本的な計画、過去の答申における今後の課題への対応状況」の「(1) 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況」についてです。これは4ページから5ページにかけて記載されております。

こちらにつきましては、前回の第1回部会の審議を踏まえ、5ページに記載されているとおり、各項目について、「一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある」とするものとし、そして対応がなされているものについては「適当である」として整理してはどうかと考えております。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。5ページにあるとおり、①と②については、「一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある」とし、③については、「適当である」と整理してはどうかと考えております。

では、特段の御異論はないようですので、御了承いただいたものと整理したいと思います。ありがとうございます。

それでは次に、5ページの一番下の「(2)過去の答申における今後の課題への対応状況」に進みたいと思います。

こちらにつきましては、前回の部会の審議を踏まえて、6ページに記載されているとおり、各項目について、「一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある」、もしくは「適当である」と整理してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 全く形式的な話なのですが、6ページの箱の下、「諮問第141号の答申における」の段落の最後の「回収率の格差等の影響を」という部分の「格差」の字について、これは比較の「較」に「差」が趣旨に合うような気がしていて、もともと何らかの差が生まれるべきところではないので、比較の差の影響という、「較差」にした方がよろしいのではないかと思います。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、大変有用かつ適切な御指摘、ありがとうございます。私も、この方がよろしいかと思います。

6ページの四角に囲まれた部分のすぐ下の「諮問第141号の答申における」で始まる段落

の下から2行目にある「回収率の格差等」の「格」を、格言の「格」ではなく、比較の「較」に直し、この修正を加えるという条件で、答申素案の書きぶりについて整理するというところで、御了承いただいたものとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。大変有用な御指摘をいただきました。お礼を申し上げます。

それでは、これで個々の事項についての審議は全て終了したということになります。最後に「今後の課題」についてですが、これについては特に御指摘はありませんでした。「今後の課題」に何も書かなくて良いのかどうか。過去には、「今後の課題」として特に何も指摘がなかった前例があるということの確認はしております。

これについて何か御意見、御指摘がおありでしたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。無理に何か絞り出す必要はないと思います。今後も状況を注視していく事柄が複数出されておりますので、この対応を続けていただき、この部会で構成員各位からいただいた御意見にも対応していただくということですので、今回は特段「今後の課題」として特記することはないと整理させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

どうぞ、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 今後の調査方法、特にオンライン調査の導入等が今後の課題とされることが多いですが、毎月勤労統計調査につきましては、今回、現在の調査方法を変更したり、調査票の保管をしたりといった変更が生じており、それが落ち着いて順調な運用ができるようになりましたら、その上で改めてオンライン調査を進めていくことなど、調査方法の変更はあり得ると思いますが、現段階でそれに言及する必要は特にないかと存じます。

○津谷部会長 ありがとうございます。御意見であり、御指摘でもあったと思います。落ち着いた段階で、また調査方法の変更が考えられるようになった時には、これについて検討をすることを考えても良いのではないかと、そうするべきではないかという御指摘だと思います。

ただ、これについて、今回の答申素案に書く必要はないという御意見と理解いたしましたが、佐藤委員、それでよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい、そのとおりです。

○津谷部会長 では、厚生労働省、これについても今後の検討課題とするということで、よろしくお願いいたします。

もし他に何かございましたら。よろしいですか。どうぞ、厚生労働省。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省の野口でございます。

調査計画や関連する省令に抵触する事項ではございませんが、私どもも、オンライン調査につきましては積極的に進めていくとしております。

従来、オンライン調査の実施につきましては、各事業者様から厚生労働省に申請をいただいで御承認をさせていただく。その際に、ID、それから初期パスワードを配布させていただいておりました。

ただし、今般、新型コロナウイルス感染症の対策や今後のオンライン調査の普及を進め

る観点から、まず、第二種事業所で7月に新たに変更になった組につきましては、事前に調査の指定をさせていただいた段階で、こちらからIDと初期パスワードを配布させていただく方向に改めております。

これは、抽出替え等々の順になりますので、しばらくの猶予をいただければと思いますが、順次、自動的にID、パスワードを配布させていただいて、記入者たる事業主の方々に、オンラインで実施していただくか、通常の紙や調査員に御対応いただくかという選択肢を当初の段階から持っていただいて、御協力いただける環境を整えていく取組を始めております。

簡単でございますが、今の状況を御説明させていただきました。以上でございます。

○佐藤委員 大変結構な取組だと思います。ただ、あまり急ぎますと、拙速ということもありますので、時間をきちんと取って、検討して進めていってくださればと思います。

ありがとうございました。

○津谷部会長 どうぞ、厚生労働省。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省です。ありがとうございます。

急ぐことで拙速にならないように十分に気を付けたいと思っております。新規に指定をさせていただいて調査に御協力いただくところから順次新たな方法に切り替えていく方法で、混乱が起きないように取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。

御指摘ありがとうございました。

○津谷部会長 これは特に基幹統計調査について当てはまることですが、政府統計調査の実施においてオンライン化を進めていくというのは、我が国の政府の基本方針の一つでもあります。状況に応じて順次、そして鋭意かつ慎重にこれに取り組んでいただいているということですので、引き続き進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それではここで、一応、各項目について御了承をいただきましたので、答申素案の1ページに戻っていただき、ペンディングとなっております「(1)承認の適否」について審議したいと思います。

本日いただきました審議の結果を踏まえて、1の(2)の「エ その他の変更事項」として、厚生労働省から御説明いただいた、調査計画における「報告を求める事項」を一部修正することを条件に、本調査の変更を承認して差し支えないとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは以上で、答申案の方向性について、一通り確認させていただきました。

ただ、全体として、追加で何か御意見、御指摘、ございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日この部会でいただいた御意見、御指摘を踏まえまして、今後、事務局と相談の上、そして実施者とも連絡を取り合って、私の方で答申案を整理いたしまして、8月上旬を目途に構成員の皆様にお示しいたしますので、その際は御確認をお願いいたします。

なお、御確認の過程で何か御意見を出された場合、その御意見への取扱いについては、

最終的に私に御一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

この答申素案の御確認が終了しましたら、8月上旬から中旬にかけて、最終的な書面決議を行いたいと思います。ウェブ部会や対面での部会をわざわざ開催するのではなく、書面で決議を行いたいと思いますが、そのように対応させていただいてよろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

また、前回の部会及び本日の部会の審議内容につきましては、今月末、7月30日に開催が予定されております統計委員会において、私から報告させていただきます。

以上をもちまして、毎月勤労統計調査の変更に係る諮問審議は、皆様に御参集いただく形での部会審議については終了となります。活発かつ有用な御意見、御指摘をいただきまして、本当にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 先ほど部会長から御説明がありましたとおり、お集まりいただく部会審議としては本日で終了といたしまして、今後はメールのやり取りで答申案をまとめてまいります。

答申案につきましては、部会長と御相談の上、7月の統計委員会の終了後にお示しいたしますので、御確認いただければと思います。御確認いただいて、必要な修正をした答申案についての最終的な書面決議については8月上旬に行いたいと考えておりますので、御承知おき願います。

また、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにより照会させていただきますので、こちらにつきましても御確認をよろしくをお願いいたします。

○津谷部会長 それでは、事務局からの御説明にもありましたが、答申案の確認に今しばらくお手数をおかけして、お時間をいただくこととなりますが、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上